

## 令和4年度第9回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月9日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(12人)

会長	1番	小林 功		
会長職務代理者	14番	小宮山 晃次		
委員	3番	池本 英夫	4番	竹下 るみ子
	5番	葉狩 健一	6番	春 摘
	7番	長石 憲太郎	8番	國岡 美保
	9番	寺坂 富雄	10番	植木 克
	11番	前川 義憲	12番	細山 周一

4. 欠席委員(2人) 2番 草刈 章博 13番 國岡 智志

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(3人)

農地利用最適化推進委員

15番	谷口 真一	17番	西沖 和己
18番	平尾 晴次		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について

第3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

議案第3号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

議案第4号 農用地利用配分計画(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p style="text-align: center;">（ 開 会 午後2時00分 ）</p> <p>ただ今から、令和4年度第9回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し12名の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>開会にあたりまして、小林会長にご挨拶をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日、令和4年度第9回の農業委員会の総会を開催しましたところ、委員の皆さんにはご多用のところご出席いただきありがとうございました。</p> <p>早いもので、令和4年も1ヶ月足らずとなりました。コロナ禍で過ごした一年間ではなかったかと思っておるところでもあります。連日の新聞、テレビ等によりまして、コロナウイルス感染者の動向を見ておりますと、12月に入り連日六百名から千名前後の推移をいたしております。昨日までの感染者数が、鳥取県において八万七千人を超えたということをおっしゃっており、一日も早い終息を願うものであります。</p> <p>委員の皆さんには、今年より農地利用状況調査をタブレット端末によって実施していただきました。</p> <p>また、過去二年、先進し視察も中止いたしておりましたけれども、任期最後の年、コロナ禍ではありましたが、佐賀県への視察を実施し、充実した研修を行うことが出来ました。</p> <p>また、5月の農業経営基盤強化促進法。これによりまして、一括法改正による農業委員会の業務は増大し、また、複雑多岐にわたって活動していただくかなくてはならなくなりました。</p> <p>また、来年におきましては、7月には皆さんご存じのとおり、我々の改選の時期ということで、全国統一改選が実施されます。女性の登用が叫ばれておりますが、男性、女性を問わず、果たしてこのような状況下で委員のなり手があるのかどうか、非常に心配を致しておるところでもあります。</p> <p>そして昨今、食料の安全保障が叫ばれておりますが、担い手だけでは農地や地域を守らないというのは言うまでもございません。地域で暮らす人々、また農家があり、みんなで担い手を支えていかなければ、地域、集落はあっという間に消滅の危機を迎えてしまうということになりかねません。</p> <p>このような状況下、11月17日、鳥取県農業委員会の特別研修会に各委員出席の下、開催されました。委員の皆さん、研修に参加していただき、資質の向上を図り、研修を参考にいただき、日常活動に反映していただきますようよろしくお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。</p>

事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、11番 前川義憲委員、12番 細山周一委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 報告第1号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用通知について」を議題とします。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局書記	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届けで、200㎡未満に対する農地転用についてのものです。</p> <p style="text-align: center;">(議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p> <p>以上の1件を受理いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>次に、日程第3 議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第4条第1項の規定により、次の農地の申請があったので意見を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の2ページご覧下さい。農地法第4条の転用となります。</p> <p>農地の所在が大字山根字能座476番。地目は畑で、面積が19㎡です。</p> <p>申請人は山根491番地の、●●●●さんです。</p> <p>転用の目的は墓地。転用理由としましては、既存墓地は参道も含め崩落が始まっており、安全に管理するため新設移転したいとなっております。</p> <p>資力及び信用については金融機関の通帳の写しで確認できており、過去に農地制度に関し信用を損なう行為等は認められておりません。</p> <p>事業計画を確認したところ速やかに実行されることが見込まれます。また、規模の妥当性については、土地利用計画図から妥当と考えられます。</p>

	<p>周辺農地への影響ですが、農振農用地区域ですが用途区分変更済であり、問題はないと考えられます。</p> <p>場所ですが、申請位置図の8ページをご覧ください。右下の赤線で囲った場所が申請地、その下が申請人の自宅です。</p> <p>9ページに公図、10ページが転用事業計画書、11ページに被害防除計画書です。</p> <p>12ページに土地利用計画図の平面図、13ページに立面図、14ページが現況写真となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、2番 草刈章博委員に現地の事前調査をお願いしておりましたが本日欠席となっております、事前に連絡がありましたので事務局に説明させます。</p>
事務局書記	<p>「代理申請人が●●●●さんですので、そちらに電話で確認したところ、申請どおりで間違いがないことを確認しました」とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。農地の所在が、坂原字アセ高346番、地目は畑。面積は1,618㎡です。所有者は坂原262番地の●●●●さんです。</p> <p>非農地の事由としては「昭和50年代後半に植林し、現在に至る」となっ</p>

	<p>ております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の15ページをご覧ください。林道籠山線に入り、集落を抜けた左側の山手になります。16ページに公図を、17ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、13番 國岡智志委員に現地の事前調査をお願いしておりましたが本日欠席となっており、事前に連絡がありましたので事務局に説明させます。</p>
事務局書記	<p>「現地の確認をしたところ、現況の写真どおりで間違いがないことを確認しました」とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第3号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号2について事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>番号2です。農地の所在が、穂見字小谷口265番、地目は畑。面積は3.3㎡です。所有者は穂見236番地1の●●●●さんです。</p> <p>非農地の事由としては「昭和50年から畑を山林にし、現在に至る」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の18ページをご覧ください。穂見集落を抜けた山側になります。19ページに公図を、20ページに現況の写真を付けております。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、2番 草刈章博委員に現地の事前調査をお願いしておりましたが本日欠席となっており、事前に連絡がありましたので事務局に説明させます。</p>

事務局書記	<p>「現地の確認をしたところ、現況の写真どおりで間違いないことを確認しました」とのことです。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号2は原案のとおり決定いたしました。 次に、番号3について事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>番号3です。農地の所在が、穂見字山ノ神ノ元478番、地目は畑。面積は115㎡です。所有者は番号2と同じ●●●●さんです。 非農地の事由としては「昭和55年から畑を山林にし、現在に至る」となっております。 場所につきましては、申請位置図の21ページをご覧ください。穂見集落奥にある薬師堂と道を挟んで反対側になります。22ページに公図を、23ページに現況の写真を付けております。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、2番 草刈章博委員に現地の事前調査をお願いしておりましたが本日欠席となっており、事前に連絡がありましたので事務局に説明させます。</p>
事務局書記	<p>「現地の確認をしたところ、現況の写真どおりで間違いないことを確認しました」とのことです。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>

	(質問、意見なし)
議長(会長)	<p>それでは発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第3号 番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号3は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号4について事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の4ページをご覧ください。番号4です。</p> <p>農地の所在が、三吉字寺土居377番1、地目は畑。面積は102㎡です。所有者は三吉394番地の●●●●さんです。</p> <p>非農地の事由としては「昭和14年頃居宅の一部として使用し、現在に至る」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の24ページをご覧ください。国道53号から十日市橋に入って、踏切手前にある住宅になります。25ページに公図を、26ページに現況の写真を付けており、このように住宅の敷地の一部となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、3番 池本英夫委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査結果並びに補足説明を求めます。</p>
3 番	<p>この農地の所有者の●●●●さんは既になくなっておられ、10月の終わりぐらいから申請人である奥さんから、名義変更や地目変更についての相談を受けていました。11月の頭には、●●●●さんのところに依頼できるよう手伝ってきました。申請どおりで間違いありません。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
	(質問、意見なし)
議長(会長)	<p>それでは発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第2号 番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号4は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号5について事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>番号5です。農地の所在が、山根字折居ノ向322番2、地目は畑。面積は79㎡です。所有者は鳥取市岩倉475番地16の●●●●さんです。</p> <p>非農地の事由としては「昭和2年、昭和12年に農業用施設を建設し、現在に至る」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の27ページをご覧ください。国道53号、山根バス停近く、赤線で囲った黄色い部分が申請地です。28ページに公図を、29ページに現況の写真となっております。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、2番 草刈章博委員に現地の事前調査をお願いしておりましたが本日欠席となっており、事前に連絡がありましたので事務局に説明させます。</p>
事務局書記	<p>「現地の確認をしたところ、現況の写真どおりで間違いがないことを確認しました」とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
	(質問、意見なし)
議長(会長)	<p>それでは発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第2号 番号5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号5は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号6について事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>番号6です。農地の所在が、山根字源内田446番2、地目は畑。面積23㎡です。所有者は番号5と同じ●●●●さんです。</p>



	<p>非農地の事由としては「昭和年月日不詳、国道53号の一部となり、現在に至る」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の30ページをご覧ください。国道53号の一部分に申請地があります。31ページに公図を、32ページに現況の写真となっております。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、2番 草刈章博委員に現地の事前調査をお願いしておりましたが本日欠席となっております、事前に連絡がありましたので事務局に説明させます。</p>
事務局書記	<p>「現地の確認をしたところ、現況の写真どおりで間違いがないことを確認しました」とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第2号 番号6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号6は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号7について事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の5ページをご覧ください。番号7です。</p> <p>農地の所在が、山根字杉ヶ谷山804番2、地目は畑。面積2,975㎡です。所有者は番号5、6と同じ鳥取市の●●●●さんです。</p> <p>非農地の事由としては「昭和年月日不詳、当時の所有者が植林し、現在に至る」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の33ページをご覧ください。中山根公民館より更に奥にある山中にあるのが申請地です。34ページに公図を、35ページに現況の写真となっております。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、2番 草刈章博委員に現地の事前調査をお願いしておりましたが本日欠席となっております、事前に連絡がありましたので事</p>

事務局書記	<p>務局に説明させます。</p> <p>「現地の確認をしたところ、現況の写真どおりで間違いがないことを確認しました」とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第2号 番号7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号7は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第3号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の6ページとなります。</p> <p>11月18日付けで智頭町長から意見決定を求められたものであります。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田んぼで合計11,185㎡です。利用権を設定する者が4名、受ける者が3名となっております。期間につきましては、全て5年から10年未満のものとなっております。</p> <p>それでは7ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>賛成多数ですので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第4号「農用地利用配分計画(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用配分計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>11月18日付けで智頭町長から農用地利用配分計画書(案)意見の決定を求められました。これは機構からの貸付となります。</p> <p style="text-align: center;">(議案書に基づいて、農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第9回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">( 閉 会 午後2時30分 )</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和4年12月9日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 前 川 義 憲

智頭町農業委員会委員 細 山 周 一